

初診時及び再診時に係る選定療養費Q & A

選定療養費とは？

「選定療養費」制度は、医療機関の機能分担を推進することを目的（初期の治療は地域の医院・診療所などで、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う）として厚生労働省により制定され、紹介状なしに病院を受診した場合に保険適用の診療費とは別にご負担頂く制度です。

令和2年度診療報酬改定により、当院のような200床以上の地域医療支援病院での徴収が義務付けられ、さらに令和4年度診療報酬改定により、**負担金額と要件が変更**されました（**初診時：7,700円以上（税込）、再診時：3,300円以上（税込）**）

初診とはどういった場合のことをいいますか？

「初診」とは次の場合をいいます。

- ・当院を初めて受診する場合
- ・当院の受診歴はあるが、既に治療期間が終了した後に再び来院した場合
- ・前回、患者さんが任意に診療を中止して改めて受診する場合

選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

初診時選定療養費は、他の医療機関から紹介状なしで受診された初診の方が対象となりますが、厚生労働省の定めにより対象外となる場合があります。

再診時選定療養費は、当院診療科に受診されていた方で、当院の医師が他の医療機関等を紹介したにもかかわらず、患者さんご自身の意思で、再度当院診療科を受診した場合に対象となります。

初診時選定療養費はどのような場合が対象外となりますか？

主に以下の方が選定療養費の対象外となります。

- ・当院で**他の診療科から院内紹介**された方
- ・医科と歯科との間で院内紹介された方（現在、当院での適用はありません。）
- ・特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方

- ・救急医療事業、周産期事業等の範疇において休日夜間に受診された方
- ・外来受診から継続して入院された方
- ・当地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当院が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診された方
- ・治験協力者の方
- ・災害により被害を受けた方
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療で受診された方
- ・国の公費負担医療制度の受給者である方
- ・地方単独の公費負担医療制度の受給者である方（※但し、特定の障害、特定の疾病等に着眼しているものである場合）
- ・その他、当院が受診の必要性を特に認めた方（※**急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合は認められない**）

当院受診中に他診療科を初めて受診した場合、初診時選定療養費はかかりますか？

再診の取り扱いになりますので、初診時選定療養費のご負担はありません。

再診時選定療養費は毎回徴収されるのでしょうか？

当院診療科に受診されていた方で、当院の医師が他の医療機関等に紹介を行ったにもかかわらず、患者さんご自身の意思で、再度当該診療科を受診した場合には、その都度ご負担頂くこととなります。